

平成二十六年三月七日受領
答弁第五二二号

内閣衆質一八六第五二号

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省が保管するワインに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省が保管するワインに関する再質問に対する答弁書

一、三及び八について

外務本省において諸外国要人の本邦訪問に常に対応できるよう、また、在外公館において要人等を招いた会食やレセプション等の外交活動が柔軟に行えるよう、一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるが、会計検査院の指摘も踏まえ、政府資産のスリム化の観点から、既存の在庫を優先的に使用することにより保管本数の減少に努めてきており、引き続き適正に対応していく考えである。

二について

平成二十四年度において、外務本省用として購入したワインの総額は百五十六万七千九百七十四円、在外公館用として購入したワインの総額は現時点で確認できる範囲では約六千五百万円であり、平成二十五年度のうち本年一月三十一日までの間において、外務本省用として購入したワインの総額は五十万四千六百三十円、在外公館用として購入したワインの総額は現時点で確認できる範囲では約五千五百万円である。

四について

ワインの容器の表示等を確認した範囲では、平成二十四年度に外務本省において購入したワインの産地

別の本数は、国産が二百二十八本、海外産が百八本であり、海外産は全て原産国がフランスのものである。また、平成二十五年度のうち本年一月三十一日までの間に外務本省において購入したワインの産地別の本数は、国産が二百五十二本、海外産が四本であり、海外産は全て原産国がニュージーランドのものである。在外公館において購入したワインの産地別の本数については、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。

五について

平成二十四年度において廃棄されたワインは、在シアトル日本国総領事館ポートランド出張駐在官事務所において二十本、在レバノン日本国大使館において六十六本である。平成二十五年度のうち本年一月三十一日までの間において廃棄されたワインは、在スーダン日本国大使館において六本である。

六及び七について

五について述べたワインは、当該ワインが保管されている在外公館の所在国の政情不安等の影響で長期にわたり大規模なレセプションの開催が困難となったこと等の事情により使用に適さない状態になったことから、各在外公館においてしかるべく決裁を経た上で廃棄したものである。